

人材紹介に関するコンサルティング基本契約書

××（以下「甲」という）と株式会社リレイティブ（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下エージェント）が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

- | | |
|-----|---|
| 第1項 | サービス利用料は採用決定者の想定年収の35%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。 |
| 第2項 | 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。 |
| 第3項 | サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。 |
| 第4項 | 甲は乙に対し、請求書受領後、請求日の翌末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。 |

第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第5条（サービス利用料の返還）

採用決定者が、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料について次の割合で計算された金額を甲に返還するものとする。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

- 1ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額
- 3ヶ月未満で退職した場合 30%に相当する額

第6条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら、自らの役員、重要な使用人又は 経営を実質的に支配する者が、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)でなく、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等（これらに準ずるものを含む）をしないことを表明し保証する。甲及び乙は、相手方が本項に違反した場合には、何らの催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。

第7条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第8条（契約期間）

- 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

- 如何なる理由により本契約の終了した後も、契約期間の間に乙が紹介した求職者が甲に採用された場合は、乙は紹介手数料を請求する権利を失わないこととする。

第9条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。但し、エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供する場合を除く。この場合にエージェントは機密事項に対して同様に守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。

第10条（管轄）

本契約に関する訴訟については、富山地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。なお、電子契約で締結する場合には、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日

甲

乙

富山県富山市安住町7-18 富山安住町第一生命ビル3F
株式会社リレイティブ
代表取締役 松井英之
許可番号(16-ユ-300099)